

事務連絡

平成 28 年 10 月 28 日

各市町子ども・子育て支援事業主管課 担当者 様

「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正に伴う留意点について

このことについて、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課から別添のとおり通知がありましたので、当該マニュアルの改正内容について御了知いただくとともに、貴市町内保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業所（以下、保育所等という。）に対し、御周知くださるようお願いいたします。

なお、当該マニュアルは、同一メニューを1回300食以上又は一日750食以上を提供する調理施設に適用するものですが、「社会福祉施設における衛生管理について」（平成9年3月31日社機施第65号）において、社会福祉施設における食中毒を予防するため、適用されない社会福祉施設についても、可能な限り当該マニュアルに基づく衛生管理に努めていただく趣旨があることから、対象施設以外の保育所等にも情報提供をお願いするものです。

事 務 連 絡

平成 28 年 10 月 24 日

都道府県
各 指定都市 保育担当課 御中
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正に伴う留意点について

保育施策の推進については、日頃より格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

保育所等における衛生管理については、「児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について」（平成 9 年 6 月 30 日付け児企第 16 号厚生省児童家庭局企画長通知）により、管下施設に対し適正な指導をお願いしているところです。

本年 7 月 1 日に、「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について」（平成 28 年 7 月 1 日生食発 0701 第 5 号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知）により、「大規模食中毒対策等について」（平成 9 年 3 月 24 日付け衛食第 85 号厚生省生活衛生局長通知）の別添で示されている「大量調理施設衛生管理マニュアル」において、塩素系消毒剤やエタノール系消毒剤の中にはノロウイルスに対して不活化効果が期待できるものがあること等の新しい知見が得られたことから、器具、容器等に塩素系消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水、次亜塩素酸水等）やエタノール系消毒剤を使用する際の留意点、有機物存在下で不活化効果を示した亜塩素酸水又は次亜塩素酸ナトリウム等を十分な洗浄が困難な器具に使用する際の留意点を追加する改正がなされました。

また、「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」（平成 28 年 10 月 6 日付け生食発 1006 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知）においても、当該マニュアルの一部改正がなされました。

貴課におかれましては、当該マニュアルの改正内容について十分御了知の上、貴管内の市町村への周知を行っていただきますようお願いいたします。

（参考）大量調理施設衛生管理マニュアル（平成 9 年 3 月 24 日付け衛食第 85 号別添）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-11430500-Shokuhinanzanbu/0000130495.pdf>